

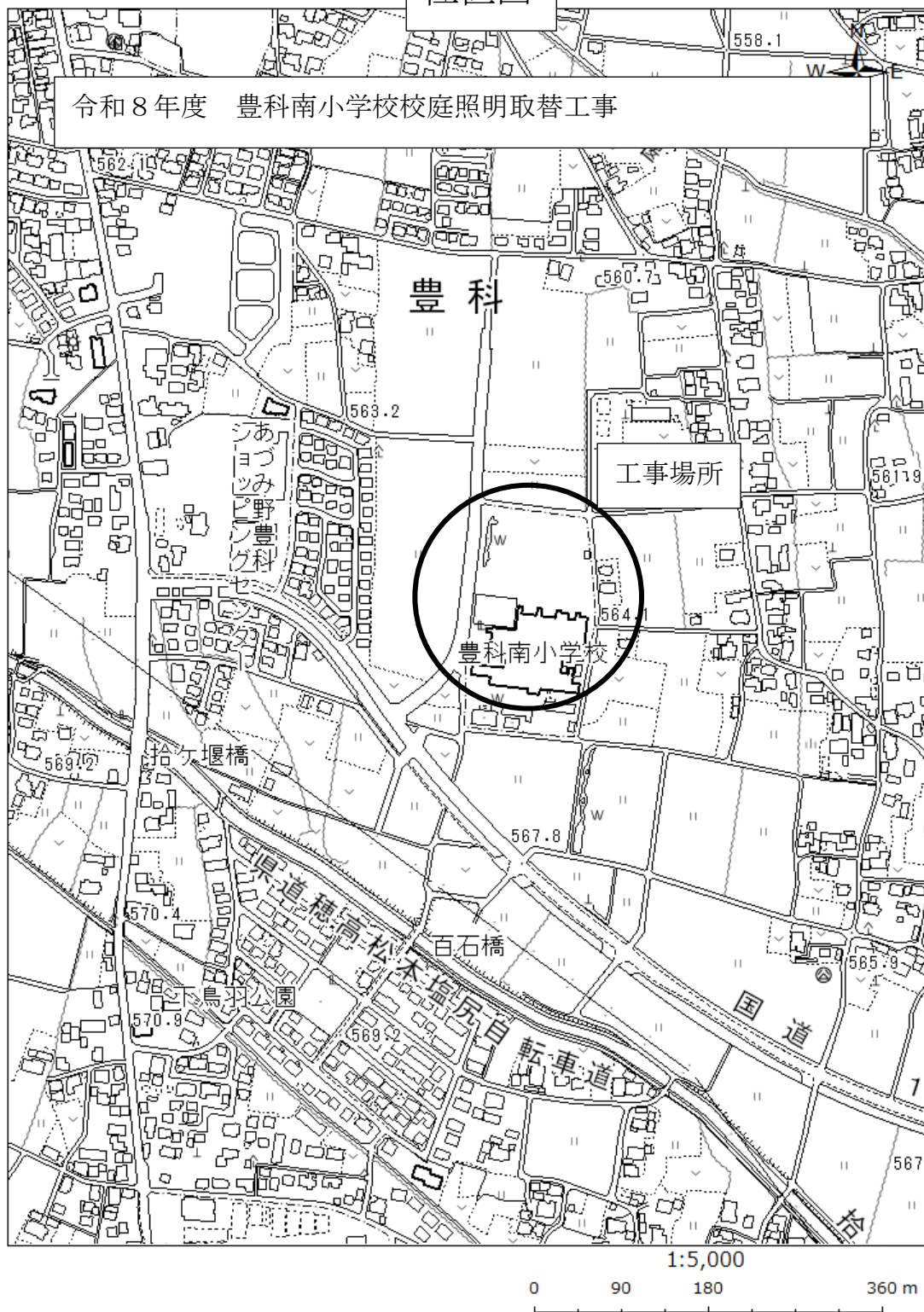
金抜き設計書

【工事概要】

- 豊科南小学校 校庭の照明のLED化工事
 - ・投光器・取付架台・制御盤の更新(LED化)
 - ・殺虫灯の撤去
 - ・架空配線の更新 等

位置図

令和8年度 豊科南小学校校庭照明取替工事



現 場 説 明 書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和8年度 豊科南小学校校庭照明取替工事

2. 工事場所： 安曇野市 豊科南小学校

3. 工事概要： ○豊科南小学校 校庭の照明のLED化工事

- ・投光器・取付架台・制御盤の更新（LED化）
- ・殺虫灯の撤去
- ・架空配線の更新 等

4. 工期： 契約日 から 令和9年3月12日

5. 一般事項について

(1)現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2)設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3)工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4)工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1)工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2)工事工程等については、下記事項を考慮し、詳細は監督員と協議・調整を行うこと。

- ・校庭の社会体育の冬季利用停止期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日を予定しており、現場着手は原則として令和8年12月以降とする。
- ・契約後に提示する学校行事等を確認し、学校及び監督員と協議して工程や仮設計画を

計画すること。

- ・児童の登下校時刻や校庭使用時の資材搬入や大型車両の通行は禁止とする。通行は安全に十分配慮すること。

(3) 排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

(4) 工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。

(5) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は近隣への事前通達のうえ施工すること。

(6) 周辺施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。

(7) 感染症対策は十分に講じること。

(8) 各官公庁手続きについて、

事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

(9) 残土関係

~~本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費運搬費を計上している。~~

~~なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。~~

○建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

~~距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。~~

(10) この工事は執務並行型の工事である。

(11) 本工事は、「安曇野市週休2日工事実施要領」の通期の週休2日工事の対象である。

(12) 機器発注後の工場製作のみを実施している期間については休工扱いとし、週休2日及び工事期間の対象外とする。

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

・本工事に近接・競合する工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考
安曇野市	令和8年度（債務負担行為）豊科南小児童クラブ整備事業 新築工事	令和8年11月から令和10年2月	豊科南小学校児童クラブ新築工事	

8. 安全対策関係

①交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

②安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したとおり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後14日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

- (1) 公共事業労務費調査等
- (2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工途中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

- (1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。
- (2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 工事受注時契約締結後10日以内
- ② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内
- ③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

- (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
 - ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
 - ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
 - ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ

り、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めると。
- (4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

- ①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」いう。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- ②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- ⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- ⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

- (2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. ~~セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- ~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- ~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- ~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

○報告書の記載内容

- ①アスベスト材料の種別
- ②アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお、上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシャーラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、Ⅰ類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化（平

成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場)で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者(コンクリート主任技士等)が置かれ、良好な品質管理が行われている工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

○添付書類

- ・工事記録(工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報)
- ・工事打合わせ記録簿(当月分)
- ・工事写真(工事の進捗状況がわかるものを数枚)

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

①完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使うことができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

25. 設計変更による工事費について

設計変更に伴い算出する変更請負額は、次式により算出する。

〔変更請負額〕＝{〔変更設計工事価格〕×〔当初請負比率〕}※1＋〔消費税相当額〕

当初請負比率：〔当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額〕／〔当初設計額の工事価格〕

※1 有効桁上位4桁、5桁目以降及び一千万円未満の場合は一万円単位となるよう切り捨て

令和8年4月1日適用版

工事設計用紙

名 称	摘 要	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
令和8年度 豊科南小学校校庭照明取替工事						
内 訳 書						
A 共通仮設費		式	1.0			
B 電気設備工事		式	1.0			
純工事費計						
現場管理費		式	1.0			
一般管理費等		式	1.0			
工事価額計						
消費税相当額		式	1.0			10%
工事費合計						

工事設計用紙

名 称	摘 要	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
A 共通仮設費						
〈率仮設〉		式	1.0			
〈率仮設 計〉						
〈積み上げ仮設〉						
仮囲い	ロードフェンス H1800 存置2ヶ月間 掛払・修繕・運搬・撤去処分共	m	23.4			
工事用仮囲い	H2000 成形鋼板 存置2ヶ月間	m	50.0			
乗入れ敷板養生費	樹脂製敷板 存置期間2か月程度	m ²	32.0			
〈積み上げ仮設 計〉						
A-計						

工事設計用紙

名 称	摘 要	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
B 電気設備工事						
B-1 直接仮設		式	1.0			
B-2 電灯設備		式	1.0			
B-3 撤去工事	(産業廃棄物処理費含む)	式	1.0			
B-4 その他工事		式	1.0			
B-計						

工事設計用紙

名 称	摘 要	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
B-1 直接仮設						
グラウンド敷板養生費	鉄板敷板 厚22 存置期間2か月程度 移動共	m ²	80.0			
高所作業車	作業床高17m程度	日	20.0			
B-1 計						

工事設計用紙

名 称	摘 要	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
B-2 電灯設備						
引込用ビニル絶縁電線	DV2R 3.2mm	m	150.0			
同上 架空配線費		径間	4.0			
照明器具 A1	LED投光器 1000形 光害対策電源内臓	個	40.0			
投光器具取付架台	普及型	組	10.0			
グラウンド照明制御盤	鋼板製 屋外防水型 コンクリート柱共架形	面	1.0			
照度測定費		式	1.0			
申請手続き費		式	1.0			
B-2 計						

工事設計用紙

名 称	摘 要	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
B-3 撤去工事						
<内訳 参考数量>	以下、すべて再使用しない					
引込用ビニル絶縁電線	DV2R 3.2mm	径間	4.0			
照明器具	水銀灯投光器 1000形 安定器共	個	40.0			
投光器具取付架台	特注架台	組	10.0			
電撃殺虫器	電撃殺虫器 FL20W×2	個	10.0			
グラウンド照明制御盤	鋼板製 屋外防水型 コンクリート柱共架形	面	1.0			
<産業廃棄物処理費>						
解体廃材積込	混合屑 人力積込	t	2.0			
解体廃材運搬	混合屑 DT2・4t積 片道概30km程度	t	2.0			
解体廃材処分	混合屑	t	2.0			
ランプ処理費	水銀灯・蛍光灯・二次運搬費含	式	1.0			
B-3 計						

工事設計用紙

名 称	摘 要	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
B-4 その他工事						
樹木剪定	高木5m以上 20本程度	式	1.0			
樹木処分	積み込み・運搬・処分	式	1.0			
高所作業車	作業床高12m程度	日	10.0			
B-4 計						

Ⅰ 工 事 概 要

1	工 事 場 所	長野県 安曇野市 豊科 2723番地
---	---------	--------------------

2 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備 考
小 学 校	-	-	31.463	(7) 項	

3 工 事 種 目 (○印のついたものを適用する。)

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外			
電 灯 設 備	幹線、分枝	○	-	-	-
動 力 設 備	幹線、分枝	-	-	-	-
電 熱 設 備		-	-	-	-
雷 保 護 設 備		-	-	-	-
受 変 電 設 備		-	-	-	-
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置	-	-	-	-
発 電 設 備		-	-	-	-
		-	-	-	-
構内情報通信設備	LAN用配管	-	-	-	-
構 内 交 換 設 備	電話設備	-	-	-	-
情 報 表 示 設 備	時計設備	-	-	-	-
映 像 ・ 音 響 設 備		-	-	-	-
拡 声 設 備		-	-	-	-
誘 導 支 援 設 備	インターホン設備	-	-	-	-
テレビ共同受信設備		-	-	-	-
監 視 カ メ ラ 設 備		-	-	-	-
駐 車 場 管 制 設 備		-	-	-	-
防犯・入退室管理設備	予備配管	-	-	-	-
自動火災報知設備		-	-	-	-
自 動 閉 鎖 設 備		-	-	-	-
非常警報設備		-	-	-	-
ガス漏れ警報設備		-	-	-	-
中央監視制御設備		-	-	-	-
		-	-	-	-
構 内 配 電 線 路		-	-	-	-
構 内 通 信 線 路		-	-	-	-
		-	-	-	-
昇 降 機 設 備		-	-	-	-
		-	-	-	-

4 図 面 目 録

番号	図 面 名 称	番号	図 面 名 称
1	表紙及び特記仕様書	21	
2	配置図・案内図	22	
3	照明塔詳細図・照明器具要図	23	
4	電灯設備平面図	24	
5	照度分布図	25	
6	仮設計画面図	26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

Ⅱ 工 事 仕 様

1 共 通 仕 様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。),「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。))による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

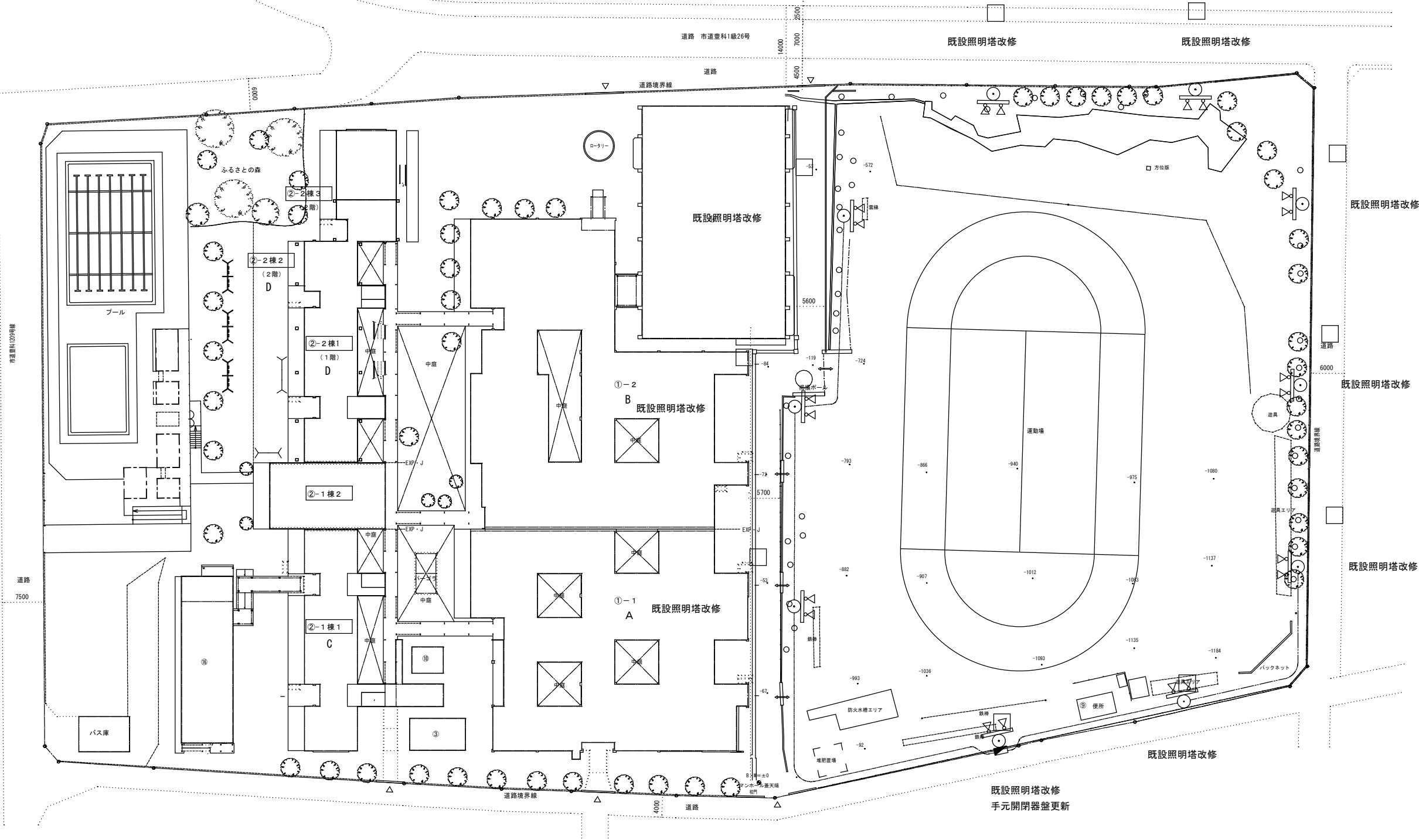
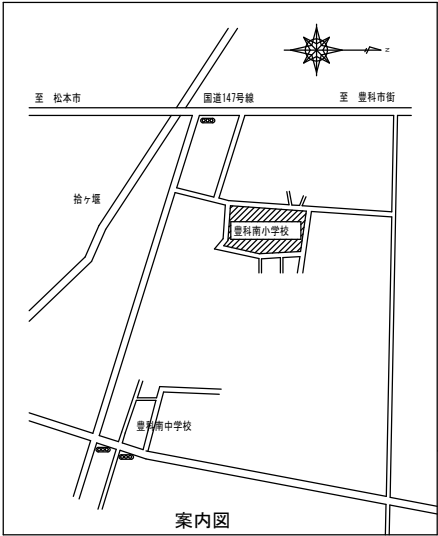
2 特 記 仕 様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
①機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。
②機材の品質・性能証明	使用する機材が、社団法人・公共建築協会が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」等によって所定の評価を受けている場合は、監督職員への機材の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。
③化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5)上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料
規 制 対 象 外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第 三 種	①JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③IBJISの E〇規格品 ④IBJASの F〇〇規格品
④電気保安技術者	電気事業法に定める自家用電気工作物に係わる工事においては、電気保安技術者をおき、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
⑤電 気 工 事 士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
⑥実 施 工 程 表 及 び 施 工 計 画 書	(1)実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2)工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承認を受けること。
⑦使用材料発注先調査	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調査を作成し提出する。
⑧発 生 材 の 処 理	(1)引渡しを要するもの ○無 ・ 有 () (2)引渡しを要するもの以外 ・ 構外搬出し、関係法令により適切に処理する。 (3)特別管理産業廃棄物 ○無 ・ 有 () (4)再利用又は再資源化を図るもの ○無 ・ 有 (・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類) ○取けない ・ 設ける (規模:) ・ 備品 ()
⑨監督員事務所	すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ○できる ・ できない ・ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用する。 ・ 本工事で設置する。 ・ 内部仮設足場等 (・ 架台足場 ・ 移動式足場 ・ 移動式室内足場 ・) ・ 外部仮設足場等 (・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種) ・ 防護シート ()
⑩工事用仮設物	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への手続き等に要する費用は請負者の負担とする。 工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。 標準仕様書及び別表による。 取外し再利用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
⑪足 場 ・ さ ん 橋 類	設備機材の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2005版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量 [k g f] に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。
①工 事 写 真	
②しゅん工時提出物	
③再 使 用 機 器	
④工 事 用 電 力 ・ 水 ・ その他	
⑤耐 震 施 工	

項 目	特 記 事 項																																																											
	設計用標準水平地震度																																																											
	<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td>上層階VU+FF64</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">屋上及び塔屋</td><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="4">中 間 階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td rowspan="2">地下VU+FF651</td><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階VU+FF64	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	中 間 階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	地下VU+FF651	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		一般の施設																																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階VU+FF64	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																							
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中 間 階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																							
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																							
地下VU+FF651	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																							
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	(※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。 ◎重要機器の定義は次による。 ・ 変電設備 ・ 発電設備 ・ 直流電源設備 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ◎上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (1)重要機器類は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)8章の2節8.2.4及び11節による。 (2)上記以外の機器類は建築工事改修仕様書6章による。 (引抜き試験を ・ 実施する ・ 実施しない) 電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。 (1) EM-EFF は素外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「R/g」他 EM-EFF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UPT は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びスライスJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。 埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 下記の露出配管は塗装を行う。 ○屋 外 ・ 屋 内 () ・ 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める ・ 構外露出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し (1) 地中線路には、ケーブル埋設溝をもうける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設標識シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設標識シートは2条以上敷設する。 (1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常用照明の照度測定は設置後速やかに行い、監督職員に報告する。 (2) 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定黒板面: 箇所) (8) JIS (C7612) (Z9127)による照度測定 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・ 樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略構をつける。 タンブラスイッチは適用形とする。 壁付けコンセント(ZP15A)は原則として適用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(ZP15A)以外のはすべてキャップ付とする。 ・ 直付(ビス止め)型上下式(銅合金製・アルミ製)とする ・ 直付(ビス止め)型垂直型上下式(銅合金製)とする 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 (1) 非常																																																											

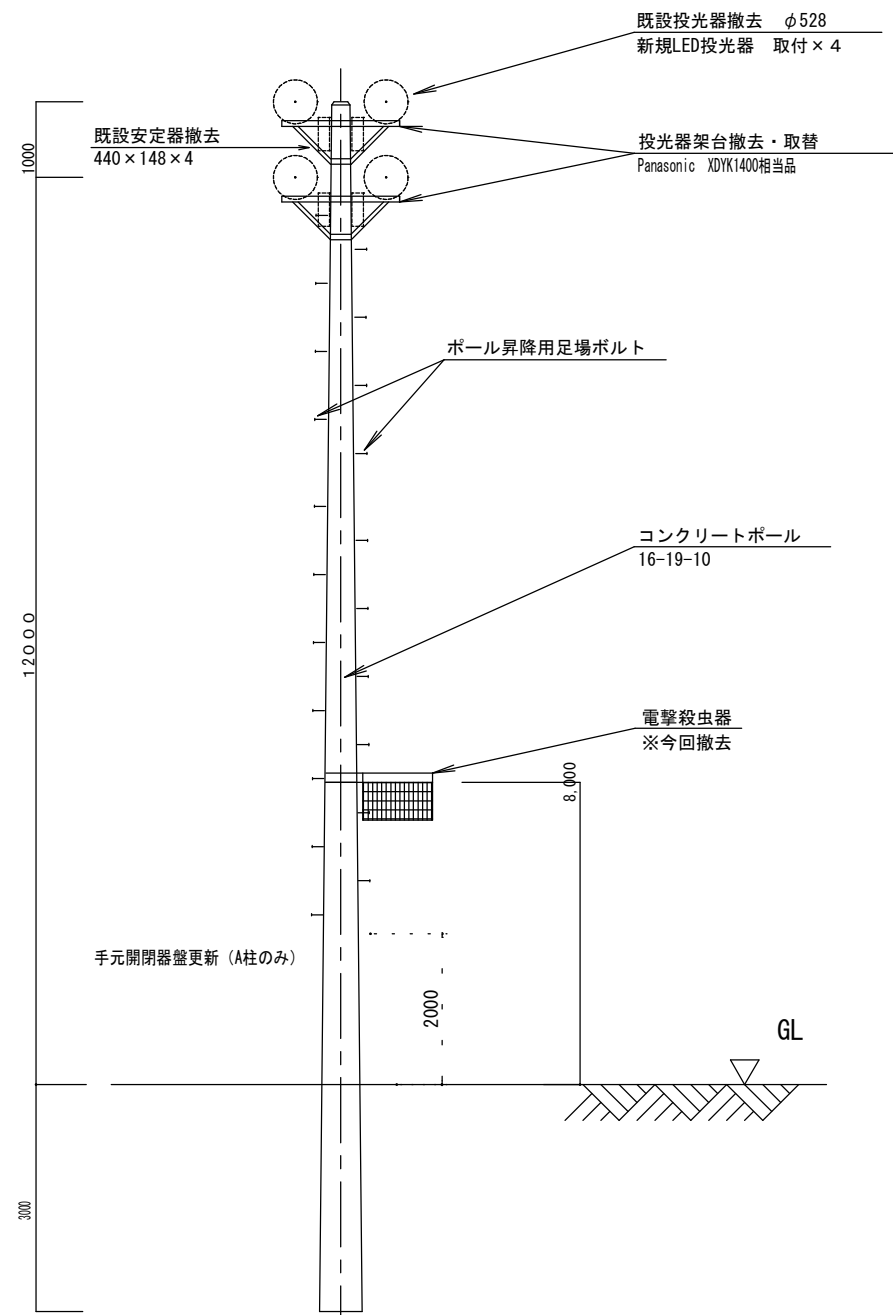


凡 例

記 号	名 称	仕 様	数 量	備 考
	既設照明柱	投光器 H=GL+12.5m 光源 M1000B×4	10 基	
		投光器台 XDYK1400相当 2段		
	手元開閉器盤	投光器、残置灯、殺虫器	1 面	新設

豊科南小学校 配 置 図

			CHECK	DRAW	JOB NO.	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO.
						令和8年度 豊科南小学校校庭照明取替工事	配置図・案内図	E - 02
							SCALE	DAY
							A1 1/400 A3 1/800	2026.05.29.



選定条件
設置計画地区：長野県安曇野市 地内
地区平均風速：Vo=30m/s、地表面粗度区分：3
地盤条件：砂質土 短期地耐力 200KN/m2
※新設時当初基準による

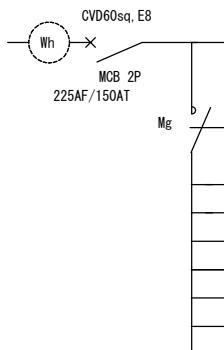
立面図 S=1:50

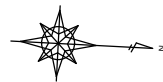
A1

投光器 マルチハロゲン灯Sタイプ1000形相当

光害対策・防眩仕様、LED内蔵、電源ユニット内蔵、質量：17.75kg
光束57000lm、消費電力390W、電圧200~242V、中角配光タイプ
昼白色、5000K、Ra70、光束維持時間40000時間（光束維持率85%）
耐風速60m/s、落下防止ワイヤー付、初期光束補正型（平均電力361W）

パナソニック NYS30467KLF2 相当品

盤 名 称 盤 形 式	電 気 方 式 主 開 閉 器 合 計 容 量	回 路 番 号	電 圧 (V)	分 岐 開 閉 器			負 荷 名 称	容 量 (VA)	リモコン リレー	備 考		
				MCB ELB	P	AF/AT						
手元開閉器盤 銅板製防雨型 屋外壁掛型	AC 1φ2W 200V CVD60sq, E8  Mg											
		Ⓐ	200	ELCB	2	50/20	タイマー操作回路	-			年間タイマーSW (TB72101K)+Mg	
							ON/OFF 切替スイッチ (中蓋内)					
		1	200	ELCB	2	50/30	グラウンド西 照明	3120				
		2	"	"	"	"	グラウンド北 照明	4680				
		3	"	"	"	"	グラウンド東 照明	3120				
		4	"	"	"	"	グラウンド南 照明	4680				
		5	"	"	"	"	予備					
							予備スペース					
							予備スペース					
		※ 備考										
		照明のON/OFF操作方法については、現場にて協議確認すること。										
Mgは電磁接触器を示す。												
照明のLED化に伴う最大電力値の変更を考慮し電力申請の変更協議をすること。												



既設照明塔改修

新設照明器具取付	LED灯投光器
投光器架台新規取付	既製品普及型
新規二次側配線	架空配線
殺虫灯撤去	産廃込

既設照明塔改修

新設照明器具取付	LED灯投光器
投光器架台新規取付	既製品普及型
新規二次側配線	架空配線
殺虫灯撤去	産廃込

既設照明塔改修

新設照明器具取付	LED灯投光器
投光器架台新規取付	既製品普及型
新規二次側配線	架空配線
殺虫灯撤去	産廃込

既設照明塔改修

新設照明器具取付	LED灯投光器
投光器架台新規取付	既製品普及型
新規二次側配線	架空配線
殺虫灯撤去	産廃込

既設照明塔改修

新設照明器具取付	LED灯投光器
投光器架台新規取付	既製品普及型
新規二次側配線	架空配線
殺虫灯撤去	産廃込

既設照明塔改修

新設照明器具取付	LED灯投光器
投光器架台新規取付	既製品普及型
殺虫灯撤去	産廃込

既設照明塔改修

新設照明器具取付	LED灯投光器
投光器架台新規取付	既製品普及型
新設手元開閉器盤	投光器制御用
殺虫灯撤去	産廃込

凡 例

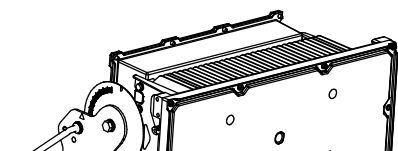
記 号	名 称	仕 様	数 量	備 考
▽▽	既設照明柱	投光器 H=GL+12.5m 光源 M1000B×4 投光器台 XDYK1400相当 2段	10 基	
■	手元開閉器盤	投光器、残置灯、殺虫器	1 面	新設
———	電線路	地中埋設配管 (MAZVケーブル使用) 土冠0.6m		既設
———	電線路	架空配線 一部樹木干渉部防護カバー使用		新設

豊科南小学校 配 置 図

			CHECK	DRAW	JOB NO	TITLE	SHEET NAME	SHEET NO
						令和8年度 豊科南小学校校庭照明取替工事	電灯設備 平面図	E - 04
							SCALE A1 1/400 A3 1/800	DAY 2026.05.29.



	投光器 マルチハロゲン灯Sタイプ1000形相当
---	--------------------------------

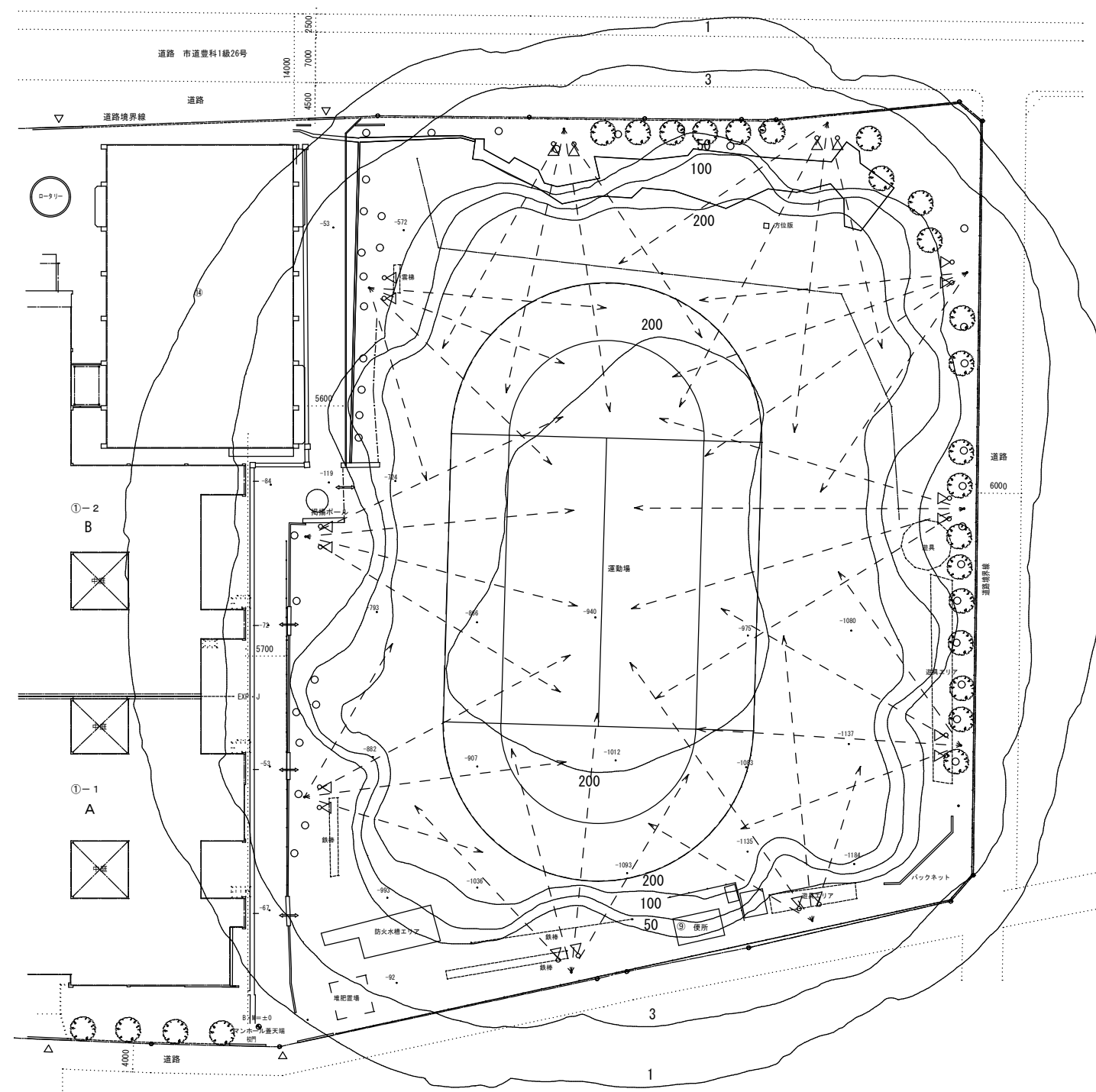


公害対策・防眩仕様、LED内蔵、電源ユニット内蔵、質量：17.75kg
 光束57000lm、消費電力390W、電圧200~242V、中角配光タイプ
 昼白色、5000K、Ra70、光束維持時間40000時間（光束維持率85%）
 耐風速60m/s、落下防止ワイヤー付、初期光束補正型（平均電力361W）

パナソニック NYS30467KLF2 相当品

	----->
器具品番	NYS30467K-LF2
器具種類	
ランプ	LED5000_85_57000
全光束	57000 lm
保守率	0.81
器具コード	K0188777
取付高さ	12.5 m
取付台数	40 台

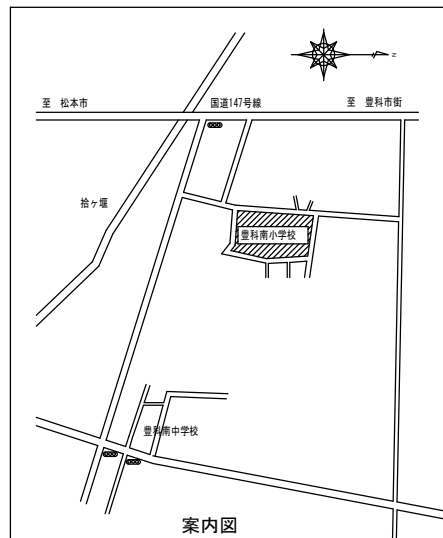
	_____	— — — —
エリア	全体	トラック
平均照度	71.0 lx	199 lx
最小照度	0.1 lx	115 lx
最大照度	438.3 lx	437 lx
G1 (最小／平均)	0.001	0.579
G2 (最小／最大)	0.000	0.264



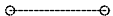
配置図

- 注 記
1. 本図は水平面維持照度分布を示し、単位はルクス (lx) とする。
 2. 照度計算レベルは競技面及びレクリエーション面とする。
 3. 投光器はすべて新設として計算した。

			CHECK	DRAW	JOB NO	TITLE 令和8年度 豊科南小学校校庭照明取替工事	SHEET NAME 照度分布図	SHEET NO E - 05
							SCALE A1 1/400 A3 1/800	DAY 2026.05.29.



仮設工凡例 (以下の「建築工事」の仮設計画図を参考とする)

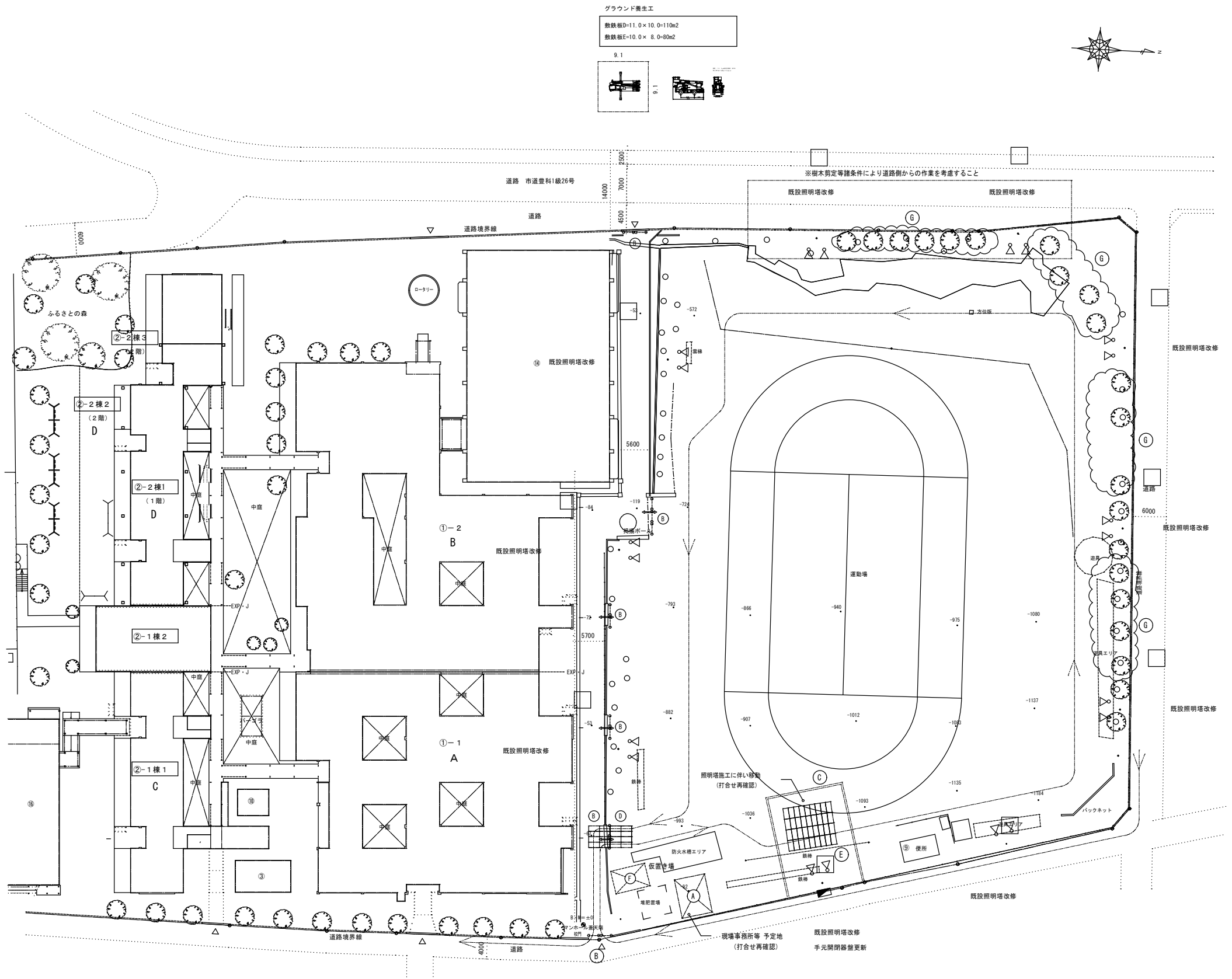
	仮設項目	仕 様
Ⓐ	現場休憩所 仮設便所	 サイズ・位置は、打合せによる。
Ⓑ	仮囲い	 A型単管バリケード 1.8m 13組
Ⓒ	工事用仮囲い	 成形鋼板 H = 2000 50m
Ⓓ	仮設樹脂板敷き	 グランド乗り入れ段差発生 32㎡
Ⓔ	仮設鉄板敷き	 高所作業車昇降用 80㎡
Ⓕ	仮設材料置き場	 組立式仮設ハウス 取り外し機器等仮置き サイズは、施工計画図・打合せによる。
Ⓖ	樹木剪定	 剪定箇所は学校関係者との協議による。
	工事車両動線	
注	・隣接地から人が工事敷地内へ入らない様に仮囲いの計画に努めること。 ・車両乗り入れ（グランド）等、工事工程に発生する仮設鉄板敷きを見込むこと。 ・施工時に発生する処理材の置ききスペースを確保し、各種表示板を設置する。 ・周辺のアスファルト及び側溝等の破損した箇所の復旧は本工事範囲とする。 ・安全の為、大型車両搬入時等、進入口へ誘導員を配置すること。 施工計画、仮設計画等作成し、施工すること。	

※上記計画を踏まえ、監督職員と事前協議の上、本工事の仮設計画を検討すること。

※着手時に総合施工計画書を提出の上、監督員の承認を得ること。

凡 例

記 号	名 称	仕 様	数 量	備 考
▽ ▽	既設照明柱	投光器 H=GL+12.5m 光源 M1000B×4	10 基	
		投光器台 XDYK1400相当 2段		
■	手元開閉器盤	投光器、残置灯、殺虫器	1 面	新設



豊科南小学校 配置図

注) グラウンド内には学校関係備品、遊具が存在する。
位置が不明であるので高所作業車乗り入れの際には注意のこと。

グラウンド照明及び工事期間中の運用方法については
監督員と協議し決定のこと。
工事着手前に、学校関係者と樹木剪定に関して協議のこと。

			CHECK DRAW JOB NO	TITLE 令和8年度 豊科南小学校校庭照明取替工事	SHEET NAME 仮設計画図	SHEET NO E - 06
					SCALE A1 1/400 A3 1/800	DAY 2026.05.29.